## 名古屋地方裁判所委員会(第32回)議事概要

1 日時

令和元年9月30日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 荒川基従,井上新,加藤愛子,瀧誠,戸田誠治,彦坂永利 子,星野不二雄,清水綾子,築雅子,揖斐潔(委員長),片田 信宏,ゲストスピーカー

(説明者) 田邊刑事部総括裁判官,廣田刑事首席書記官,坂口事務局長,佐々木総務課長

(事務担当者) 橋本事務局次長,佐藤裁判員調整官,足羽総務課課長補佐, 林庶務第一係長

4 協議テーマ

裁判員制度について ~経験者等を通じて国民に理解を広める方策~

- 5 議事
  - (1) 委員紹介
  - (2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
  - (3) 意見交換事項についての概要説明及び映画「評議」上映
  - (4) 協議テーマに関する意見交換(別紙記載のとおり)
  - (5) 次回開催日及び協議テーマ決定
    - ア 開催日時

令和2年3月3日(火)午後1時30分

イ 協議テーマ

簡易裁判所の民事調停について

(別紙)

## 協議テーマに関する意見交換

(○:委員, ◇:ゲストスピーカー, ●:委員長, ◆:説明者)

- 裁判員等経験者がその経験等を広めるための方策について、質問や率直な御意見をいただきたい。
- 裁判員等経験者に発信してもらうにあたり、フェイスブックやツイッターといったSNSを利用した発信が最も広報効果が高いと思われる。ただし、守秘義務の対象となるかどうかという難しい面があるので、裁判所にあらかじめ内容を確認してもらった上で発信するのはどうか。
- ◆ 裁判所からも、裁判員等経験者が、自身の経験や感想等を発信するに際して、 守秘義務との関係で心配がある場合にはいつでもお問い合わせいただきたい旨お 伝えしているところである。裁判員裁判中の各場面において、守秘義務について は裁判体から繰り返し御説明していることについては、裁判官から実演させてい ただいたところであるが、その説明では不十分であるか。
- 守秘義務に関する説明は大変分かりやすいが、やはり説明だけではやや不安が 残り、仮に自身が裁判員等経験者であったとすると、発信をセーブしてしまうか もしれない。発信の手段としてSNS以外の手段にすれば良いのかもしれないが、 現在は、フェイスブックやツイッターが大きなコミュニケーションツールになっ ていることは間違いない。
- まさに守秘義務の対象となっている評議の内容こそが皆が知りたいところであるのではないか。確かにツールとしてSNSは有効であるが、受け手に興味を持ってもらえるような内容でないとSNSで発信しようとは思えない。評議の内容以外の部分については誰もあまり興味がないと思われ、そうであれば発信することの意味を感じないと思う。
- 業務上知りえた秘密について守秘義務が課されているのは、どの職種でも同様である。個人情報保護の観点から、今の社会はより厳格に管理する方向に進んで

いるにも関わらず、今回の議論が反対の方向であることに不安を覚える。発信に 際して、匿名化などの点を検討する必要があるのではないか。

- 公開の法廷で見聞きしたことなど、評議の秘密に当たらないものについては、 発信してもらいたい。
- 公判廷で出てきた内容は守秘義務の対象ではないが、報道機関としても、被告 人の特性等によっては、公判廷で見聞きした内容でも報道しないこともある。
- 裁判員等経験者が発信したいというモチベーションと,裁判所側が発信してほ しいと考えていることに差があるのではないか。
- ◇ SNSに掲載する際には、ハッシュタグを「裁判員」とか、「裁判員として過ごした生活」などにすると良いのではないか。
- ガイドラインが整備されていない点を検討すべきではないか。SNSで情報を 得るという時代が進むにつれ、どのような情報も厳格に守っていく方向になると、 シークレットなものになってしまう。SNSは無視できない時代であるから、守 秘義務との関係で明確なルール決めが必要である。
- ◇ 裁判官は裁判員裁判期間中、守秘義務について繰り返し説明してくださり、その内容も大変分かりやすい。また、裁判員を名前ではなく、番号で呼ぶこととしており、誰が何を話したといったことについて自然と言えない仕掛けになっていると思った。裁判の進行中、常に「他人の意見は言わない」ということを繰り返し言われる。裁判員は守られている状況にあると感じた。
- ◇ 実際の裁判員裁判は、映画「評議」のようなドラマチックなものではない。経験者による発信の方法として、広報誌への掲載より、SNSは効果的な手法であると思う。しかし、発信したいと思う内容は、本当に裁判員を経験して、しんどい部分であり、それは評議の秘密に当たる部分になってしまうとも思われる。それ以外の部分で発信できることは少ないかもしれない。
- 実際の裁判員裁判を経験されて、裁判官の説明内容について、改善した方が良いと思われる部分はあるか。

- ◇ 誰がどういう意見を話したかを他に話したい欲求はなかった。話すとすれば、被告人が誰で、罪名が何であるなど、新聞でも報道されている事実と同じである。 誰が何を話してはいけないかについての裁判所の説明は分かりやすく、対応は良かったと思った。
- 裁判員等経験者の方々にその経験等を発信してもらうため、現状の説明に加え、 もっと効果が上がると思われる工夫や方策があれば伺いたい。
- 裁判員裁判に安心して参加するため、メンタル面でのサポートもされていると 思うが、メンタルケアを受けられる方は減ってきているのか。
- ◆ サポート窓口は用意されており、平成21年5月から平成30年12月末までの総数として410件の利用がある。利用方法としては、電話、Eメール等のウェブによる相談及び直接面接がある。電話については347件、Eメールついては24件、実際に面接された方は39件である。
- 事前にメンタルケアを受けられる方が出ないようにする工夫が必要なのではないか。刺激的な証拠などはどうしているか。
- ◆ 刺激的証拠については、本当に出す必要があるのかを事前に議論している。それでも見てもらわないといけない場合には、裁判員等選任手続の段階から説明しており、精神的・身体的ダメージが大きいという判断が出来るときには辞退を認めることはあり得る。
- 例えば小さな子どもが親に殺されるような事案では、同じような立場にある親にとって、こんな事件を担当するのは無理だということもあるのではないか。
- ◆ 同じ立場の方の意見も重要である。もっとも、この場合も、精神的・身体的ダメージが大きいという判断ができるかどうかによって、辞退が認められることはあり得る。
- 「刺激的証拠」と言う言葉が使われるが、そのような証拠は、まさに被害者の 傷の状況、御遺体の状況であるとの認識は必要なのではないか。裁判員裁判は、 自身のこれまでの経験を踏まえ、被告人の生活、被害者の生活などを深く考える

ものであるので、裁判員等経験者にとっても有意義な制度であると思われる。また、社会の治安を守る上でも非常に良い制度である。そして、そのような制度について、良かったということを発信するためにSNSは有用なツールであると共に、他方で、瞬時に情報が拡散する怖さもあるが、裁判員を経験してどう考えたか、その趣旨を深堀りしてどう発信するかが重要である。裁判員等経験者の意見交換会をホームページで公開しているが、これをツイッター上でも発信してはどうか。

- ◆ 裁判員等経験者に参加していただく裁判所主催の意見交換会等の広報企画については、裁判員等経験者に対して、広報企画への御協力をしていただくためのエントリー登録の依頼を行った上、エントリーリストに登載していただけた方に意見交換会や出前講義への参加を依頼して実施している。意見交換会は、年4回行っており、参加されての全般的な感想、負担に思われたこと、国民に制度について広く知ってもらうためにすべきことなどについて御意見を伺っている。また、出前講義では、経験者の所属の職場などに裁判官を派遣して、経験者と共に裁判員制度について講演を行っている。今年は、裁判員制度10周年ということもあり、5月及び6月に小中学校を中心に合計32回の出前講義を行った。毎年秋冬に行う出張裁判所についても、昨年は年8回であったところ、今年は16回実施する予定であり、経験者の方に参加していただく予定である。
- 裁判所の職員が何度も外へ出て行き、そこに裁判員等経験者も呼んで出前講義 などをやられていること自体は良いと思う。もっとも、負担も大きいであろうか ら、裁判員等経験者を集めてやりがいなど語る映像を作り、小中学校の授業で学 生に伝えるのはどうか。
- 学生に対する広報は重要である。検察官や弁護士の方々にも参加してもらって、 パワーポイントを作成してはどうか。
- 個人が発信したいということと裁判所が発信してもらいたいということに乖離がある。こういうことを発信してほしいというガイドラインがあっても良い。

- 裁判員制度は、市民感情を量刑に反映できる制度であり、ぜひ続けてほしい。 実際に説明を聞くまで、制度の基本的なことについても勘違いしていた部分もあったし、知らないことも多かった。そのあたりのことから広報した方が良い。
- 被害者側のことを考えると、物的証拠をオブラートに包まないでほしい。事実 が量刑を左右することもある。刺激的証拠について、このように考える一般市民 もいる。
- 裁判所は費用もなく、広報も上手い方ではない。限られた費用の中での工夫策としてSNSは有効だが、過去の情報がずっと残ってしまい、それが問題となっているのも現代の社会問題である。SNSで被告人、被害者の個人情報を発信するのであれば、載せた後のことにも留意が必要である。
- ◇ マーケティングにおいては、団塊の世代、すなわち70歳以上の方や、その子どもの世代である45から50歳を取り入れることが重要である。ターゲットの量の多さを考えたPR手法を検討したほうがよい。
- 出前講義は小中高の学生が対象のようであるが、大学でもやってほしい。一つの大学に何千人も学生がいるし、年齢的にもすぐ裁判員になる可能性もある。今の学生たちには、作られた話より、ドキュメンタリーが響くようであるので、裁判員に関するドキュメンタリー番組を作って使えるようにしてはどうか。
- 裁判官からみた裁判員制度の感想が聞きたい。
- ◆ 国民に裁判員として裁判に参加していただくことは有益で得られることが多い。 色々な知識,経験,知恵をいただく機会であり,大変実のあるものとなっている と感じている。
- 色々と貴重な御意見をいただいた。本委員会で頂戴した御意見は、今後の裁判 員制度についてより国民の理解を深めるための方策として活かしていきたい。